

火災の被害を受けられた方へ

～被災者支援ガイドブック～

鹿 児 島 市
令 和 7 年 4 月

この度は、火災の被害を受けられたことについて、心よりお見舞い申し上げます。

この冊子は、被災後の生活再建の一助となるように各種手続きや、利用できる支援制度についてまとめたものです。

すべての手続き・制度を掲載したものではありませんが、参考としてご活用ください。

なお、各種手続き・制度の利用には条件があります。詳細は各担当窓口へお問い合わせください。

この冊子についてご不明点等がございましたら、地域福祉課までご連絡ください。

鹿児島市役所 地域福祉課 地域福祉係（TEL：216－1244）

目次

■ 各種書類等の（再）発行手続きについて

1	り災証明書の発行手続き	1
2	マイナンバーカード・健康保険の保険証等・基礎年金番号通知書等の再交付	2

■ 被災後に受けることができる支援について

3	り災後の住居に関する支援（市営住宅への一時入居）	5
4	災害見舞金等の支給	7
5	救援物資・災害見舞品の支給	9
6	貸付関係	11
7	税金の減免等	14
8	各種保険料・負担金の減免等	18
9	子育て関係の支援	20
10	学校関係の支援	22
11	火災ごみの処理の支援	24
12	水道料金等の支援	25
13	自宅の大規模修繕・新築に関する支援	26

1 り災証明書の発行手続き

火災の被害について、り災証明書の発行が必要な場合は、消防局予防課またはお近くの消防署窓口にて発行いたします。

※り災証明書は、火災保険手続きなど、被災後の各種手続きで必要になる証明書ですので、早めの取得をおすすめします。

【り災証明書申請窓口】

- ・ 鹿児島市消防局 予防課 (鹿児島市山下町 15-1 TEL : 222-0970)
- ・ 鹿児島市 中央消防署 (鹿児島市天保山町 1-38 TEL : 285-0119)
- ・ 鹿児島市 西消防署 (鹿児島市城西 2 丁目 1-1 TEL : 254-0119)
- ・ 鹿児島市 南消防署 (鹿児島市南栄 5 丁目 1-3 TEL : 269-0119)

【り災証明書発行に関する注意事項等】

- ・ 受付は、月曜日～金曜日（祝祭日を除く。）の 8 時 30 分～17 時 15 分です。
- ・ り災証明は、り災者本人（り災物件の所有者、管理者又は占有者）に対して発行します。
- ・ 代理人が申請を行う場合は、り災者から委任を受けたことを証明する委任状と代理人の身分が証明できるもの（運転免許証等）が必要です。
- ・ 郵送による発行をご希望される方は、事前に確認事項がございますので、消防局予防課へご連絡ください。連絡後、申請書にご記入のうえ、郵便切手を貼付した「宛先明記の返信用封筒」を同封して、下記宛先へご送付ください。
郵送宛先 : 〒892-0816 鹿児島市山下町 15 番 1 号 鹿児島市消防局予防課 行
- ・ り災証明の発行には、消防職員による火災現場の確認と調査が必要です。
- ・ 申請手数料は無料です。
- ・ 申請書及び委任状は消防局予防課、中央消防署、西消防署、南消防署又は最寄りの消防分遣隊に置いてあります。また、消防局ホームページでもダウンロードできます。

【問い合わせ先】

り災証明書申請窓口までご連絡ください。

2 マイナンバーカード・健康保険の保険証等・基礎年金番号通知書等の再交付

火災でマイナンバーカード・健康保険の保険証等・基礎年金番号通知書（年金手帳を含む）等が焼失した場合は、各担当窓口にて、再交付の手続きを行ってください。

【注意事項】

- ・再交付の手続きの流れ、必要な書類、手数料等については各担当窓口にてご確認ください。
- ・ここに記載しているもの以外で、市役所から発行された証明等の再交付が必要な場合は、各申請窓口へご相談ください。
- ・市の担当窓口がわからない時は、サンサンコールかごしま（TEL：808－3333）までご相談ください。

【担当窓口】

（１）マイナンバーカードの再交付

火災によるカードの焼失等やむを得ないと認められる場合は再発行手数料は無料です。詳細については市民課マイナンバーカード交付等特設会場（本庁西別館１階 TEL：803－0482）までご相談ください。

※各支所市民課・総務市民課でもご相談いただけます。

（２）印鑑登録について

亡失届をすることで、現在の印鑑登録を抹消できます。必要に応じて新しい印鑑で登録をすることも可能です。詳細については市民課窓口第一係（本庁別館１階 TEL：216－1221）までご相談ください。

※各支所市民課・総務市民課でもご相談いただけます。

（３）国民健康保険の保険証、資格確認書、資格情報のお知らせの再交付

国民健康保険課給付係（本庁別館１階 TEL：216－1228）までご相談ください。

※各支所市民課・総務市民課でもご相談いただけます。

※社会保険等の方は、ご加入中の健康保険におたずねください。

（４）後期高齢者医療被保険者証または資格確認書の再交付

長寿支援課後期高齢者医療係（本庁本館１階 TEL：216－1268）までご相談ください。

※各支所福祉課・保健福祉課でもご相談いただけます。

(5) 介護保険被保険者証の再交付

介護保険課保険料係（本庁本館 1 階 TEL：2 1 6－1 2 7 9）までご相談ください。

※各支所福祉課・保健福祉課でもご相談いただけます。

(6) 基礎年金番号通知書の再交付

お近くの年金事務所へお尋ねください。

※国民年金第 1 号被保険者または任意加入被保険者の場合は、国民年金課（本庁別館 1 階

TEL：2 1 6－1 2 2 4）や各支所市民課・総務市民課でもご相談いただけます。

※新しい基礎年金番号通知書は、手続きから約 1 か月後に日本年金機構から郵送されます。

お急ぎの場合は、年金事務所にご相談ください。

※令和 4 年 4 月より、年金手帳は基礎年金番号通知書に変わりました。

(7) 身体障害者手帳・療育手帳の再交付

障害福祉課（本庁本館 1 階 TEL：2 1 6－1 2 7 3）までご相談ください。

※各支所福祉課・保健福祉課でもご相談いただけます。

(8) 精神障害者保健福祉手帳の再交付

保健支援課（本庁別館 3 階 TEL：8 0 3－6 9 2 9）までご相談ください。

※各保健福祉課（吉田支所、桜島支所、松元支所、郡山支所、喜入地区保健センター）でも
ご相談いただけます。

（９）母子・父子家庭等医療費受給者証・こども医療費受給者証の再交付

こども福祉課児童給付係（本庁本館１階 TEL：２１６－１２６１）までご相談ください。

※谷山子育て支援課、各支所福祉課・保健福祉課でもご相談いただけます。

（参考）その他被災後に必要になる主な手続きについて

市役所以外で、被災後に手続きが必要なものの一例として、以下のようなものがあります。

詳細については、それぞれの関係先にご相談ください。

（１）身分証明書関係の手続き

- ・運転免許証の再発行
- ・パスポートの再発行
- 等

（２）銀行・保険関係の手続き

- ・火災保険の手続き
- ・預金通帳、キャッシュカードの再発行
- ・保険証書の再発行（生命保険、医療保険等）
- 等

（３）主な公共サービス関係の手続き

- ・電気会社への連絡
- ・ガス会社への連絡
- ・電話会社への連絡
- ・郵便の転送手続き
- 等

3 り災後の住居に関する支援（市営住宅への一時入居）

火災により住居が無くなった方について、一時的な住居として市営住宅を提供します。

火災によって住居を無くした方へ、一時的な住居として市営住宅を提供します。

【条件】

- ・対象者 本市に居住し、火災等により住居の確保が困難となった方。
- ・入居期間 3ヶ月（ただし、状況に応じ最長1年間を限度に3ヶ月ごとの更新可能）
- ・提供住宅 市営住宅の空室状況によります。
※市営住宅の管理に支障がない範囲での提供となります。住宅の所在や階層等、ご希望に添えない場合もありますのでご了承ください。
- ・使用料 提供住宅の固定資産評価額に基づき使用料を算出します。
※経済状況に応じて、使用料の減免制度があります。

※市営住宅の空き状況や、手続きの仕方などについては、下記問い合わせ先へご相談ください。

※火災によって住居を無くした被災者が市営住宅への入居要件を満たしている場合は、市営住宅へ通常入居することができる場合もあります。詳細は下記へお問い合わせください。

【問い合わせ先】

住宅課住宅管理係 （鹿児島市役所東別館4階 TEL：216－1362）

[illegible]

4 災害見舞金等の支給

火災による被害を受けた方へ、鹿児島市及び関係団体からお見舞金をお渡しします。

(1) 災害弔慰金・災害見舞金の支給

火災の被害の程に応じて、鹿児島市及び各団体から見舞金等が支給されます。

【制度内容】

①災害見舞金（鹿児島市）

- ・全焼被害 : 1世帯につき 30,000 円に、世帯員 2 人目以降 1 人につき 15,000 円を加算した額
- ・半焼被害 : 1世帯につき 15,000 円に、世帯員 2 人目以降 1 人につき 8,000 円を加算した額
- ・消火水損被害 : 1世帯につき 10,000 円に、世帯員 2 人目以降 1 人につき 5,000 円を加算した額
(※消火活動による水損のため、一時的に入居ができない状態の被害を指します)
- ・傷害見舞金 : 火災による傷害で 1 ヶ月以上の入院治療を要した方 1 人につき 30,000 円

②災害弔慰金（鹿児島市）

- ・火災により亡くなった方 1 人につき 100,000 円

③共同募金見舞金（県共同募金会）

- ・全焼被害 : 1世帯につき 15,000 円
- ・半焼被害 : 1世帯につき 10,000 円
- ・火災により亡くなった方 : 1 人につき 18,000 円

④災害死亡弔慰金（日本赤十字社）

- ・火災により亡くなった方 : 1 人につき 20,000 円

【注意事項】

- ・火災の被害の程度については、消防局の調査結果に準拠します。
- ・調査結果によっては、支給対象外となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・見舞金等の支給対象となるり災者は、鹿児島市内に住民登録のある方となります。
- ・見舞金等の支給対象となる方へは、市役所地域福祉課または各支所福祉課・保健福祉課から個別にご連絡差し上げます。

【問い合わせ先】

地域福祉課地域福祉係（本庁本館 3 階 TEL : 2 1 6 - 1 2 4 4）

（２）住宅災害給付金・住宅損害見舞金の支給

鹿児島市中小企業勤労者福祉サービスセンターの会員または会員企業にお勤めの場合、給付金・見舞金の支給を受けることができます。

【制度内容】

- ①火災により会員の住宅が被害にあった場合：住宅災害給付金 200,000 円以内を支給
- ②火災により会員の同居親族が死亡した場合：住宅災害給付金 20,000 円を支給
- ③会員の住宅が損害を受けたとき：住宅損害見舞金として、住宅災害給付金に 5,000 円を一律加算

【問い合わせ先】

（公財）鹿児島市中小企業勤労者福祉サービスセンター

（キャンセビル7階 市勤労者交流センター内 TEL：0120－850154）

または、各御勤め先の福利厚生担当者へご相談ください

5 救援物資・災害見舞品の支給

火災で半焼以上の被害に遭われた世帯に対して、鹿児島市及び関係団体から、毛布や日用品をお渡しします。

(1) 鹿児島市 災害見舞品

- ①毛布（4月～9月はタオルケット）：1人につき1枚

(2) 日本赤十字社 災害救援物資

- ①毛布：1人につき1枚
- ②救急セット：1世帯につき1個（※標準世帯員数4人）
- ③ブルーシート：1世帯につき1枚
- ④タオルケット：1人につき1枚

(3) 鹿児島市社会福祉協議会 見舞品

- ①タオルセット（バスタオル2枚、フェイスタオル6枚）：1世帯につき1セット

【問い合わせ先】

地域福祉課地域福祉係（本庁本館3階 TEL：2 1 6－1 2 4 4）

【 M E M O 】

[illegible]

6 貸付関係

火災被害により、一時的なお金が必要になった方への貸付制度です。

(1) 生活福祉資金の貸付

り災証明書の発行を受けた世帯で、一定の条件を満たす方が受けることのできる貸付です。

【貸付の種類】

① 災害援護経費：火災により住宅の改修に必要な経費や家財が破損した際の購入費の貸付

- ・ 貸付対象者 市民税が非課税又は均等割課税世帯
- ・ 貸付限度額 150万円
- ・ 償還期間 7年以内（貸付額による）

② 緊急小口資金：火災の被害を受けた日から概ね1ヶ月以内で一時的に必要な生活費の貸付

- ・ 貸付対象者 市民税が非課税又は均等割課税世帯
- ・ 貸付限度額 10万円
- ・ 償還期間 1年以内

【注意事項】

- ・ 本件は「給付」ではなく「貸付」です。
- ・ 上記の貸付は併用できません
- ・ 資金の貸付にあたっては、個別の状況に応じた審査が行われます。

【問い合わせ先】

鹿児島市社会福祉協議会 福祉資金課 （鹿児島市役所別館3階 TEL：223-0704）

（２）母子父子寡婦福祉資金の貸付（資金種別：住宅資金）

災害により家屋に被害を受けたひとり親家庭に対し、その住宅の補修に必要な資金の貸付を行います。

【貸付内容】

- ・ 対象者 ① ひとり親家庭の父母等
 ② 上記①の対象者が現に居住し、かつ所有する住宅の補修等をされる方
- ・ 貸付限度額 ２００万円
- ・ 償還期間 ６か月の据置期間経過後７年以内
- ・ 利子 年利１％ ※保証人がある場合は無利子

【注意事項】

- ・ 本件は「給付」ではなく「貸付」です。
- ・ 資金の貸付にあたっては、上記以外にも条件があります。
詳細については市役所こども福祉課又は各支所福祉課・保健福祉課へお問い合わせください。

【問い合わせ先】

こども福祉課家庭福祉係 （本庁本館１階 TEL：２１６－１２６０）

※谷山子育て支援課、各支所福祉課または保健福祉課でもご相談を承ります。

（３）中小企業者への災害対策資金融資

火災の被害を受け、その対策に資金が必要な中小企業者（※原則として本市発行のり災証明等を受けた方）に対する事業資金の融資制度を設けており、融資を受ける際の信用保証料の全額補助及び利子補給を実施しています。

【災害対策資金】

- ・ 資金使途 運転・設備資金
- ・ 融資限度額 1,500 万円
- ・ 融資期間 運転 7 年以内（2 年据置含） 設備 10 年以内（3 年据置含）
- ・ 融資利率 1 年以内 年 1.75%
 1 年超 3 年以内 年 1.95%
 3 年超 5 年以内 年 2.05%
 5 年超 7 年以内 年 2.25%
 7 年超 年 2.35%
- ・ 信用保証料 全額補助
- ・ 利子補給 利子（延滞利子を除く。）の 3 分の 1 に相当する額（100 円未満の端数切捨）
 を 3 年間補助

【主な申込要件】

- ・ 納期の到来している市税を完納していること（申込人・連帯保証人）
- ・ 経営内容及び資金の使途が明確で、償還が確実と認められること
- ・ 許認可・届出等が必要な業種は、その許認可・届出等がなされていること
- ・ 鹿児島県信用保証協会の保証が得られること

【問い合わせ先】

産業支援課金融係（本庁みなと大通り別館 5 階 TEL：2 1 6－1 3 2 4）

7 税金の減免等

火災により一定の被害を受けられた方を対象に、税金の減額、免除、納付猶予等の措置を受けることができます。

(1) 税金の減免

次に掲げる税金について、火災被害を受けた日以後に納期の末日が到来する当年度分の税額について、減免を受けることができます。

- ①個人市民税・県民税・森林環境税 ②事業所税 ③固定資産税・都市計画税 ④国民健康保険税

【条件】

①個人市民税・県民税・森林環境税

火災により納税義務者が人的被害を受けた場合や住宅・家財の一定規模以上の損害があった場合
※個人の状況により、減免の取り扱いが異なりますので詳しくは市民税課・各支所税務課にお問い合わせください。

②事業所税

自然災害に起因する火災により事業所税課税対象施設の全部又は一部が滅失した場合

③固定資産税・都市計画税

固定資産税・都市計画税は、被害の程度に応じて減免します。

【被害の程度と減免の範囲】

家屋

- ・全壊等により家屋の原形をとどめないとき、または復旧不能のとき ➡全部
- ・主要構造部分が著しく損傷し大修理を必要とする場合で当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき ➡10分の8
- ・屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け居住または使用目的を著しく損じた場合で当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき ➡10分の6
- ・下壁、畳等に損傷を受け居住または使用目的を損じ修理または取替を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき ➡10分の4

償却資産 家屋に準ずる

④国民健康保険税

【対象】

- ・災害（火災等）により納税義務者が障害者となった場合、納税義務者または国保加入者の所有する住宅・家財が被害にあった場合、農作物・家畜等に被害が生じた場合、被害の程度に応じて災害発生後1年以内に納期の到来する国民健康保険税

【条件】

- ・災害により障害者となった者
- ・納税義務者（その世帯に属する被保険者を含む。）が所有し、直接居住の用に供する住宅又は日常使用する家財につき災害により受けた損害の合計金額（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。）が、当該住宅等の合計価格の10分の3以上である者で、その世帯の前年中の合計所得金額が1,000万円以下であるもの。

（2）個人市民税・県民税の雑損控除

火災により資産に損失が発生した場合、個人市民税・県民税の申告時に雑損控除を行うことができます。

【条件】

火災関連支出の領収書・り災証明書等（写し）の添付が必要

（3）市税・国民健康保険税の徴収猶予

火災被害により市税、国民健康保険税を納付することができない場合、1年以内の期間に限り、市税、国民健康保険税の徴収猶予を申請することができます。

（4）被災住宅用地に係る特例（固定資産税・都市計画税）

賦課期日前に住宅用地として認定していたものが、災害等自己の責によらない事由により住宅が滅失した場合など、以下の条件を満たすものについて、翌年度及び翌々年度分に限り当該土地を住宅用地とみなして課税標準の特例を継続します。

【条件】

- ① 家屋が震災等により滅失・損壊したこと。
- ② 滅失・損壊した家屋の敷地が、被災年度に住宅用地の特例措置の適用を受けていた土地であること。
- ③ 被災年度の翌年度以降の賦課期日において、当該土地が家屋や構築物の敷地として使用されていないこと。
- ④ 被災年度の翌年度以降の賦課期日の所有者が、震災前の所有者等であること。
- ⑤ 被災年度の翌年度以降の賦課期日において、住宅用地として使用することができないことを市長が認定した土地であること。

【注意事項】

- ・減免や猶予等の適用には一定の要件があります。
- ・減免や猶予等の措置を受ける場合は、各担当窓口への申請が必要です。
詳しくは、以下の問い合わせ先へご相談ください。

【問い合わせ先】

- ・個人市民税・県民税・森林環境税、事業所税について
市民税課（本庁別館 2 階 TEL：2 1 6－1 1 7 3～1 1 7 5（個人市民税・県民税・森林環境税）
2 1 6－1 1 7 2（事業所税））
- ・固定資産税・都市計画税について
資産税課（本庁別館 2 階 TEL：2 1 6－1 1 8 1～1 1 8 2（家屋関係）
2 1 6－1 1 8 5（土地関係）
2 1 6－1 1 8 7（償却資産関係））
- ・国民健康保険税について
国民健康保険課賦課係（本庁別館 1 階 TEL：2 1 6－1 2 2 9）
谷山支所市民課国民健康保険係（谷山支所 1 階 TEL：2 6 9－8 4 1 4）
- ・市税の徴収猶予について
納税課（本庁別館 2 階 TEL：2 1 6－1 1 9 1～1 1 9 4）
- ・国民健康保険税の徴収猶予について
国民健康保険課納税係（本庁別館 1 階 TEL：2 1 6－1 2 3 0）

※税金関係の支援については、令和 7 年 9 月までは各支所の税務課でもご相談いただけます。

（ただし東桜島税務係では、個人市民税・県民税・森林環境税に関するご相談のみとなります）

令和 7 年 10 月以降は、本庁または谷山税務課へご相談ください。

[illegible]

8 各種保険料・負担金の減免等

火災により一定の被害を受けられた方を対象に、各種保険料や福祉サービス負担金の減額、免除等の措置を受けることができます。

【受けることができる措置】

(1) 保険料の減免・猶予

次にあげる保険料等について、火災によって納付が困難になった場合、一定の要件のもと減免・徴収猶予を申請することができます。

- ① 国民年金保険料の申請免除
- ② 介護保険料の減免・徴収猶予
- ③ 後期高齢者医療保険料の減免・徴収猶予

【条件】

② 介護保険料の減免・徴収猶予について

- ・住宅または家財が災害により損害を受け、その損害額（保険金等で補てんされるべき金額を除く。）が住宅または家財の10分の3以上ある場合で、その世帯の前年中の合計総所得金額が1,000万円以下であること。

(2) 福祉サービス利用者負担金の減免等

次にあげる利用者負担金等について、火災によって支払いが困難になった場合、一定の要件のもと減免等を申請することができます。

- ① 国民健康保険一部負担金の減免
- ② 障害福祉サービス利用者負担の減免
- ③ 介護サービス等利用料の減免
- ④ 養護老人ホーム入所負担金の減免
- ⑤ 後期高齢者医療の一部負担金の減免

【条件】

② 障害福祉サービス利用者負担の減免について

- ・火災等による住宅被害の程度に応じて、利用者負担を減免

前年度中の世帯の 合計所得金額の合算額	減免の割合	
	10分の3以上10分の5未満 の場合	10分の5以上の場合
500万円以下の場合	100分の95	100分の100
500万円を超え750万円以下の場合	100分の92.5	100分の95
750万円を超える場合	100分の91.25	100分の92.5

③ 介護サービス等利用料の減免について

- ・要介護・要支援認定者、事業対象者又はその者の属する世帯の生計維持者が、住宅、家財などの損害を受け、その損害額（保険金等で補てんされる金額を除く）が、住宅、家財などの価格の10分の3以上の場合で、その世帯の前年中の合計所得金額が1,000万円以下

④ 養護老人ホーム入所負担金の減免について

- ・所得に応じて減免の割合が変わりますので、関係課にお問い合わせください。

【注意事項】

- ・減免や猶予等の適用には一定の要件があります。
- ・減免や猶予等の措置を受ける場合は、各担当窓口への申請が必要です。
詳しくは、以下の問い合わせ先へご相談ください。

【問い合わせ先】

- ・国民年金保険料について
国民年金課（本庁別館1階 TEL：216-1224）
※各支所の市民課・総務市民課でもご相談いただけます。
- ・国民健康保険一部負担金について
国民健康保険課給付係（本庁別館1階 TEL：216-1228）
- ・介護保険料について
介護保険課保険料係（本庁本館1階 TEL：216-1279）
- ・介護サービス等利用料の減免について
介護保険課給付係（本庁本館1階 TEL：216-1280）
- ・後期高齢者医療保険料・後期高齢者医療の一部負担金について
長寿支援課後期高齢者医療係（本庁本館1階 TEL：216-1268）
- ・障害福祉サービス利用者負担について
※身体障害者・知的障害者・障害児・難病患者等について
障害福祉課自立支援係（本庁本館1階 TEL：216-1304）
※精神障害者について
保健支援課（本庁別館3階 TEL：803-6929）
- ・養護老人ホーム入所負担金の減免について
長寿あんしん課（本庁本館1階 TEL：216-1186）
谷山福祉課（谷山支所1階 TEL：269-2145）

9 子育て関係の支援

火災被害を受けた子育て世帯を対象とした支援制度です。

（１）保育料の減免

火災被害により保育所等の保育料の納付が難しい場合、一定の要件に該当する方について、保育料の減免を受けることができます。

【保育料減免を受けられる場合】

①火災により、保育料納入義務者が障害者となった場合

→保育料の 9 割を減額

②保育料納入義務者が所有し、かつ居住する住宅又は家財が火災により一定以上の損害を受け、かつその世帯の前年中の合計所得が一定額以下の方

→災害発生後 1 年以内に納期の末日の到来する保育料について、合計所得金額及び損害の程度に応じて、次の表の通り減免

合計所得金額	損害の程度	減額又は免除割合
500万円以下	3/10 以上 5/10 未満	1/2
	5/10 以上	全部
500万円を超え 750万円以下	3/10 以上 5/10 未満	1/4
	5/10 以上	1/2
750万円を超える	3/10 以上 5/10 未満	1/8
	5/10 以上	1/4

【注意事項】

- ・保育料減免を受けるには、申請を行う必要があります。
- ・必要な書類や手続き等については、下記担当先にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

保育幼稚園課給付指導係（本庁本館 1 階 TEL：808-2662）

※谷山子育て支援課、各支所福祉課または保健福祉課でもご相談を承ります。

(2) 保育所等利用

就学前児童がいる世帯で、保護者が火災からの復旧にあたっており、世帯内に保育できる者がいない場合に、保育所等の利用申込をすることができます。

制度の適用を希望する方は、下記問い合わせ先までご相談ください。

【条件】

保育所等の利用申込には、り災証明書が必要です。

詳細は、下記の問い合わせ先までご確認ください。

【問い合わせ先】

保育幼稚園課利用調整係（本庁本館 1 階 TEL：2 1 6－1 2 5 8）

※谷山子育て支援課、各支所福祉課または保健福祉課でもご相談を承ります。

(3) 子育て短期支援事業（18 歳未満）

保護者が火災からの復旧にあたるため、一時的に家庭で児童を養育することができなくなった場合、児童福祉施設等で一時的に保護を行うことができます。

制度の活用を希望する場合は、下記問い合わせ先までご相談ください。

【問い合わせ先】

こども家庭支援センター（本庁西別館 2 階 TEL：8 0 8－2 6 6 5）

(4) 未熟児養育医療の自己負担金の減免・納入延期

未熟児養育医療を受けている世帯が、火災により生計の維持が困難になったと認められる場合、申請により、自己負担金の減免又は猶予が認められる場合があります。

制度の申請を希望する場合は、下記問い合わせ先までご相談ください。

【問い合わせ先】

母子保健課（本庁西別館 2 階 TEL：2 1 6－1 4 8 5）

10 学校関係の支援

火災被害を受けた市立小中学校及び市立高校の児童・生徒への支援です。

（１）市立高等学校の授業料、入学検定料、入学料の減免・鹿児島玉龍中学校の入学検定料免除

火災により生計に重大な支障を生じたと認められる場合、対象となる学校の授業料、入学検定料及び入学料について減免が認められることがあります。

制度の適用を希望する場合は、下記問い合わせ先にご相談ください。

【対象となる学校】

- ① 鹿児島玉龍高等学校
- ② 鹿児島商業高等学校
- ③ 鹿児島女子高等学校
- ④ 鹿児島玉龍中学校（入学検定料の免除のみ）

【対象者】

対象となる学校の生徒及び入学志願者

【問い合わせ先】

鹿児島玉龍中学校・玉龍高等学校（TEL：247－7161）

鹿児島商業高等学校（TEL：247－7171）

鹿児島女子高等学校（TEL：223－8341）

（２）被災家庭の児童生徒への教科書給与

市立小・中学校に在籍する児童生徒で、火災により教科書が焼失した場合、新しい教科書をご準備します。必要な場合は、下記問い合わせ先にご相談ください。

【問い合わせ先】

在籍学校の教頭までご相談ください。

(3) 児童クラブへの入所

市内にある小学校に通う児童で、火災からの復旧のため保護者が放課後に家庭にいない場合、児童クラブを利用することができます。

利用にあたっての条件、手続き等については、下記問い合わせ先にご相談ください。

【問い合わせ先】

こども政策課放課後児童育成係（本庁本館3階 TEL：216－1259）

(4) 児童クラブ保護者負担金の減額

火災による被害を受けた世帯の児童が利用する児童クラブの保護者負担金について、次の通りに減額を受けることができます。

減額を受けるための詳細な条件、手続き等については、下記問い合わせ先にご相談ください。

①災害により保護者が障害者となった場合

→保護者負担金を0円に減額

②災害により住宅又は家財に損害を受けた場合

→前年の所得が750万円以下である世帯については、火災の損害の程度に応じて保護者負担金を減額

③災害により収穫すべき農作物及び所有する家畜に被害を受けた場合

→前年の所得が750万円以下（農作物及び家畜に係る事業所得以外の所得が400万円を超えるものを除く。）である世帯については、火災の損害の程度に応じて保護者負担金を減額

【問い合わせ先】

こども政策課放課後児童育成係（本庁本館3階 TEL：216－1259）

1 1 火災ごみの処理の支援

火災後の片付けにより発生したごみの処理に関する支援です。

(1) ごみ処分手数料の減免

居住家屋の火災等で発生した一般廃棄物を清掃工場に搬入する際のごみ処分手数料について免除を受けることができます。

制度適用を受けるための条件や手続き等については、下記問い合わせ先にご相談ください。

【制度適用の流れ】

申請後、申請者、運搬業者との立会により、搬入可能な廃棄物であるかを現場確認の上、減免票を交付します。なお、屋根瓦やコンクリート片など、清掃工場へ持ち込めない物もありますのでご注意ください。

【問い合わせ先】

廃棄物指導課（本庁みなと大通り別館4階 TEL：216－1289）

(2) 粗大ごみ処理手数料の減免

火災で発生した家庭の粗大ごみの処理手数料について免除を受けることができます。

制度適用を受けるための条件や手続き等については、下記問い合わせ先にご相談ください。

【条件】

- ・1回の収集で5点まで収集可能。

【問い合わせ先】

資源政策課ごみ減量推進係（本庁みなと大通り別館4階 TEL：216－1290）

1 2 水道料金等の支援

火災により被害を受けた後の水道料金等についての支援です。

(1) 水道料金及び下水道使用料の減免

火災により住家等が損壊し、給水装置等が使用不可の状態になった場合、直前の定例検針日から災害発生日までの使用水量分の料金等について、免除を受けることができます。

火災のあった日から6ヶ月以内に「水道料金及び下水道使用料の減免申請書」にり災証明書を添付して申請してください。

免除適用にあたっての手続き等については、下記問い合わせ先にご相談ください。

【問い合わせ先】

鹿児島市水道局 お客様料金センター（水道局本庁舎1階 TEL：812－6171）

(2) 下水道事業受益者負担金・区域外流入分担金の猶予

火災により納付が困難となった場合、そのり災の状況に応じて、負担金、分担金の徴収猶予を受けることができます。

制度の適用にあたっての手続き等については、下記問い合わせ先にご相談ください。

【条件】

被災割合が3割以上6割未満の場合 猶予期間 1年以内

被災割合が6割以上の場合 猶予期間 2年以内

【問い合わせ先】

鹿児島市水道局 下水道管路課整備係（水道局本庁舎5階 TEL：213－8542）

1 3 自宅の大規模修繕・新築に関する支援

災害により建築物等が焼損した場合、確認申請手数料等(確認申請手数料、完了検査申請手数料及び中間検査申請手数料)について減額措置があります。

(1) 減額内容

- ① 火災により建築物、建築設備又は工作物が災した場合
 - ・確認申請手数料等を所定の金額の2分の1に減額
- ② 住宅が滅失、又は半焼若しくは半壊した場合
 - ・火災の発生した日から6月以内に建築、又は大規模の修繕をする場合の確認申請手数料等は、申請により免除

(2) 対象者

被災者

(3) 減額条件

- ① 災前と用途が変わらないこと
 - ※建物用途が変更となる場合は対象外となります。

【問い合わせ先】

建築指導課管理係 (本庁東別館4階 TEL: 216-1357)

[illegible]